

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、翌日)

鳥取県規則第一号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一

部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「疾病若しくは負傷のすべての日」を「十四日を超える期間」に、「受けなかつた日」を「受けなかつた期間」に改め、同条第二項中「地域区分により」を「地域の区分に応じて、」に改め、同項各号を次のように改める。

一 鳥取市の地域

二 鳥取市以外の市の地域並びに国府町及び日吉津村

三 国府町及び日吉津村以外の町村の地域

千二百五十円

千二百五十円

千二百五十円

第六条第六項第二号中「二千七十七円」の下に「第四条第一項第二号又は第三号に掲げる地域に居住する者で、」を加え、「交通機関のない者」を「交通機関のないもの」に、「二キロメートル以上である者」を「二キロメートル以上であるもの」に、「十往復以下である者」を「十往復以下であるもの」に改める。

附 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平林鴻三

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十年十月一日から適用する。
- 改正後の規則第四条の規定は、昭和五十年十月一日以後に職業訓練を

受けた日に係る基本手当の支給について適用し、同日前に職業訓練を受けた日に係る基本手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則第四条の規定に基づいて昭和五十年十月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された基本手当は、改正後の規則第四条の規定による基本手当の内払とみなす。

告示

鳥取県告示第百六十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九

条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

広島県沼隈郡沼隈町

鳥取県知事 平 林 鴻 三

ニューカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカツスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十一年三月五日

三

鳥取県告示第百六十三号

一 名称	氣高広域営農団地整備計画
二 対象地域	鹿野農業振興地域
三 青谷農業振興地域	

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	面積	所有者等の住
四十六 二十七	昭和五十一年 三月五日	くろまつ	西伯郡名和町 大字豊成字叶 ののの 一 四 九 林	タ○タ 一 二 ル 五 ヘ ク	西伯郡名和町豊成 近藤専重郎

鳥取県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町桑原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 清水 昭 氣高郡青谷町大字桑原七八番地

六四"

四三四"

澄水六九"

三九"

七〇番地二

桑原四一七番地一

澄水五六番地一

監事 安本時重
長谷川 勇

任期満了により退任

青谷町桑原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 尾崎巖 氣高郡青谷町大字桑原二一七番地

澄水三九"

桑原八〇"

土橋節夫

尾崎秋雄

澄水六九"
五六番地一

監事 長谷川嘉壽美

尾崎誠一

桑原六六番地

" 長谷川嘉壽美
六六"

" 長谷川勇

" 尾崎誠一

" 尾崎誠一

昭和五十一年二月二十日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和五十年十一月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第百六十六号

昭和五十一年二月五日付けで江府町から申請のあつた土地改良（下蚊屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画緑地事業 第二号旧袋川緑地

三 事業施行期間

昭和五十一年三月五日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市材木町、玄好町、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四

丁目、川端五丁目、川端四丁目及び元町地内

使用の部分
なし

鳥取県告示第百六十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第六十九条第一項

の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項

の規定により告示する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聆聞の期日

昭和五十一年三月十五日 午後二時から

二 聆聞の場所

鳥取県西部総合事務所別館中会議室

三 聆聞当事者の住所及び氏名

米子市米原五百七十五番地

株式会社 三晃

代表取締役 千藤博司

米子市上福原千五百七番地

佐伯武寿

鳥取県告示第百六十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取

県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)
の一部を次のように改正する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の鳥取県信用農業協同組合連合会の項中

本 所
鳥取

市末広温泉町

を

本所	鳥取市末広温泉町
鳥取支所	鳥取市末広温泉町

に改める。

三

各号の一に該当する者
出願期間及び受付場所

1 出願期間 昭和五十一年四月三日(土)から同月七日(水)十二時

まで(日曜日は除く。)とする。なお、郵送による場合は、四月五日

2 受付時間 毎日九時から十七時(土曜日は、十二時)までとする。

3 受付場所 各志望高等学校

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和五十一年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十一年三月五日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

昭和五十一年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

一 募集学校及び募集生徒数

高等學校名	學科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目二一〇	約一〇〇人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町一	約一〇〇人

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を志望高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(各志望高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として三百五十円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

(三) 過去三箇月以内に撮影した脱帽上半身名刺版の写真一枚(裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

2 各募集高等学校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

3 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日 昭和五十一年四月九日(金)九時から(ただし、集合は八時三十分まで。)

2 場所 各志望高等学校

1 高等学校(これに準ずる学校を含む。)を卒業した者

2 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条

3 学力検査の科目 国語(現代国語及び古典乙)、数学(数学Ⅱを除

六 入学者選抜の方法
く。) 及び英語

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十一年四月十三日(火)十二時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、各志望高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の科目を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、社会及び保健体育

2 専攻科の修業年限は、一年とし、学期は、第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。